

習志野市教育委員会会議録
(平成27年第2回臨時会)

- 1 期 日 平成27年3月20日(金)
習志野市教育委員会事務局1階会議室
開会時刻 午後4時15分
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝
委 員 梓 澤 キヨ子
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 辻 利 信
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸
学校教育部参事 市 瀬 秀 光
学校教育部参事 早 瀬 登美雄
生涯学習部参事 結 城 修 一
学校教育部・生涯学習部参事 吉 川 清 志
学校教育部次長 田久保 正 彦
生涯学習部次長 櫻 井 健 之
学校教育部副参事 井 澤 修 美
教育総務課長 小野寺 良 夫
社会教育課長 上 野 久

4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第2回臨時会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第12号及び報告事項(1)ないし報告事項(5)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

協議第1号 (仮称) 大久保地区公共施設再生基本構想 (パブリックコメント案) について (社会教育課)

吉川学校教育部・生涯学習部参事

(仮称) 大久保地区公共施設再生基本構想については、現在、習志野市が取り組んでいる公共施設再生計画に基づいた事業である。この事業は、平成31年度末に完成予定である。これは、京成大久保駅周辺地区におけるまちづくりの一環として、市の生涯学習の拠点機能の強化により、多世代が交流し、賑わいが創造され、地域の活性化を図ることを目的として、京成大久保駅前に立地する既存の公共施設である大久保公民館・市民会館、大久保図書館及び勤労会館と中央公園を一体的に再生するための、基本的な考え方及び方向性を示すために策定するものである。今後は、基本計画、設計、工事と進んでいく。

初めに、基本的な方向性については、上位計画である公共施設再生計画との関連について整理した。新たな施設は、一体的に運営・管理するということを想定している。建物の名称については、各々につけるのではなく、北館・南館等とし、全体を1つのゾーンとして整備していくことを考えている。大久保地区公共施設再生に向けた基本的な考え方を基本方針として、4点にまとめた。1点目は、市民の活動を誘発し、人が交流する施設とすること。2点目は、市の中心館として施設の機能向上を図ること。3点目は、周辺のまちづくりに寄与する施設とすること。4点目は、財政負担の少ない効率的な整備・運営をすること、である。これらの基本方針に基づき、多様な市民が交流する、市の生涯学習の中心館として、しっかりと整備していこうと考えている。公民館機能、多目的ホール機能、図書館機能、スポーツ機能、子ども活動支援機能、労働支援機能、公園機能、駐車場・駐輪場機能及び子育て支援機能を持つ施設を考えており、今後、市が検討していくにあたっての方向性をそれぞれ定めた。

次に運営体制に関する基本的な考え方として、施設の維持管理及び運営は、現状では各所管に分かれ、各々が縦割りで運営されており、使用する市民にとっては分かりにくいという意見がワークショップで出た。市民からも使いやすく親しまれる形で運営できるよう、一体的な管理・運営を考えている。併せて、庁内の体制についても考えていかなければならないため、この基本構想で掲げた運営体制がどのように図れるかは今後の市の検討課題である。また、公民館及び図書館機能については、市の生涯学習機能の拠点となる部分で

あるため、市が直営で運営することが基本方針となっている。ただし、図書館は大久保図書館を除き、既に指定管理者制度に移行されており、公民館についても来年度から新習志野公民館については指定管理者制度に移行する。市の直営とした時にも、市の職員を置くか、あるいは指定管理者制度をとるかは、今後の検討課題である。

また、この事業については、行政が直接運営する公民館・図書館等の他に、これからの施設に必要なものとして、ワークショップ等の中で、カフェや物販など様々なアイデアが出ている。それらを市の事業の中で実施することは難しい部分もあるので、そのような分野については、民間の力を活用していこうと考えている。ただし、民間事業者の活用とはいえ、単純に利益を追求する事業者であってはならないので、収益事業導入の考え方についてもまとめた。公共性を持ち、社会的付加価値を向上させるような事業を導入していこうと考えている。

次に、事業手法の方向性について、建替えに際して、新築で行うか、あるいは躯体活用型で既存の建物を有効活用して長寿命化するかは、平成27年度以降に検討していく予定である。その検討においては、建物の耐震性が大きなポイントとなる。平成21年度に実施した大久保図書館、大久保公民館・市民会館及び勤労会館の耐震診断の結果を今年度比較分析した。その結果、大久保図書館は耐震性を表すIS値が0.81であり、基準を満たしているため、耐震補強無しで利用可能である。勤労会館はIS値が0.67があり、既に基準を満たしてはいるが、旧館2階の桁間方向に補強を入れることで、さらに耐震性が上がり、建替えずに利用することが十分可能である。ただし、大久保公民館・市民会館は、築年数が長く、IS値も0.33と低いため、躯体活用型では、耐震補強も必要である。そのコストも加味し、平成27年度以降に検討していかなければならない。

また、市が直営で行う公民館部分の集約後の面積をどの程度にすべきかの検討を行った。現在の大久保公民館、ゆうゆう館、屋敷公民館等の諸室面積の合計は約1,541㎡であるが、集約後の諸室面積は1,041㎡となる。稼働率等を勘案した中で、最大限の利用のある状況でも活動ができる面積として、約70%に圧縮していこうと考えている。

次に、今までの公民館や図書館等だけでは充足できなかった市民ニーズの把握について、今後は多世代の市民に利用してもらえるよう、ワークショップやアンケート調査を実施した。ワークショップやアンケート調査の結果、民間事業者にやっていただきたいことのアイディアが多く出た。限られた面積の中で、これらすべてを実現することは不可能であるが、市民ニーズの整理をした。また今回の事業を行うにあたり、統廃合の対象となる施設について、今後どのようにしていくかの基本的な考え方をまとめた。

大久保地区公共施設再生基本構想の実現に向けては、様々な施設の統廃合を含めて、事業を整理していくので、今後も幅広い関係者との調整が必要であり、また綿密な事業スケジュールや事業費の精査等が重要になる。今後、この基本構想に基づいた、計画実現に向け、(1) 具体的な計画づくりと実現方策の明確化 (2) 市民協働・官民連携による整備促進 (3) 効果的で効率的な事業実施という3つの方針を掲げた。

最後に、事業のスケジュールについて、平成27年度に基本構想をまとめ、それに基づいて平成27年度中に基本計画を策定する。この計画策定と併せて、事業者の募集要項や要求水準の案を平成27年度中に取りまとめ、平成28年度の当初予算に事業期間に亘る債務負担行為の予算を計上し、その予算に基づき、平成28年度に事業者を選定する。平成28年度中に契約し、平成29年度から平成31年度までで設計・工事を行い、平成32年4月から新施設の供用が開始できるよう、作業を進めていく方針である。なお、機能集約後の施設についても、今後検討していかなければならない、と概要を説明

原田委員長

本日欠席の古本委員より、いくつか質疑をお預かりしているので、私の方から、代わりに質疑させていただく。

まず1点目として、機能を集約して広さを抑えてまで、なぜ新しい施設に民間のお店等を入れるのか。図書館等、他にスペースを使うべきものがあるのではないか。新しく施設を作れば、これまで以上に利用者は増えるので、施設が賑わえば、自ずとその周りにお店やカフェは増えるのではないか。

次に2点目として、チャレンジショップが挙げられているが、週に一度店舗を変えるのは大変なのではないか。月に一度でよいのではないか。

続いて3点目として、もっとニーズを考えてから、施設の使い方を考えるべきではないか。ニーズに合わせた設備を用意し、余ったスペースに民間を入れるのがよいのではないか。

最後に4点目として、駐車場はどうするのか。そういったニーズはないのか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

まず1点目について、この事業の基本となるのは、公共施設再生計画で、その計画の目的は、既存施設を同規模で建て替える事業費が確保できないため、集約して面積を縮小し、建て替えることである。そのため、市が費用を負担する公共施設については、サービスはできる限り維持できるような方策を図りつつ、建替える面積を減らし、事業費も削減する。一方、市民が求めているニーズのうち、民間で実施できるサービスについては、行政ではなく民間に事業費を負担して事業を展開していただく。実際、民間事業者から手が挙がるかについては、市がどの程度まで民間事業者に自由な提案を求めることができるかによるので、今後、事業者等との対話を行いつつ、募集要項等の検討をしていく。なお、大久保図書館と藤崎図書館を集約する新しい図書館の面積の方が、現在の大久保図書館と藤崎図書館の合計面積よりも大きくなっている。習志野市として、しっかりとした図書館の中心館を作っていこうという方針の下、この部分にはしっかりと事業費をかけ、図書館の面積を増やし、蔵書冊数も35万冊程度にしていこうと考えている。

次に2点目について、運営面については今後詰めていく部分である。もしチャレンジショップの手が挙がらない場合等は、その部分を別の用途で使用していくことも想定される。是非意見を出していただき、検討していきたい。

続いて3点目として、公共施設の部分を更に増やすことは考えていない。

最後に4点目として、まだ構想段階ではあるが、都市計画道路3・4・11号大久保鷺沼線側の、勤労会館近くにある、ゲートボール場のある場所に駐車場を整備する予定である、と回答

梓澤委員

ワークショップを取り入れることは、市民との協働を前面に打ち出した案であるということには理解した。市民の生の声を聞くことは重要であり、私自身も市民の立場としては、公共施設にカフェ等があるのは便利で良いと思う。しかしながら、教育委員会の立場としては、図書館のあるべき姿についてどのように考えているか、疑問である。真に魅力ある図書館として、どのようなものを目指しているか伺いたい、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

市の公共施設部分については、しっかりと整備していきたい。図書館部分についても、今現在は地区館規模の図書館しかないため、今回、大久保地区の再生をすることで、大久保図書館に中央館としての機能を持たせ、市民一人当たりの蔵書冊数も県内の平均的な冊数となるよう進めていくことを考えている。また、現在の図書館は、滞在スペース・閲覧スペースが狭隘であることから、そのようなスペースも確保しながら、図書館で本を読んだり勉強したりできるような施設にしていきたいと考えている、と回答

梓澤委員

では、同様に公民館のあるべき姿・目指す姿についてはどのように考えているか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

社会教育の中核となる公民館となるよう、しっかりと整備していきたいと考えている、と回答

梓澤委員

これだけ大きな計画であるので、確実に実行していかなければならないと思う。今後、教育委員会にはどのような役割を期待しているか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

特に生涯学習・社会教育の中心となる施設の再編・再生となる事業であるから、これから先もできる限り事業の過程について報告していく。御意見をいただきながら、それらを踏まえて事業を進めていきたい、と回答

梓澤委員

事業の進捗状況について、逐一報告してほしい、と要望

原田委員長

アンケートに基づく対象施設の利用状況について、公共施設の利用率はこれほどまで低いのか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

平成25年12月の公共施設再生計画策定の際にも、無作為抽出の3千人を対象にアンケートを実施しており、今回も同様のアンケートを実施したが、各々の施設の利用率としては、高くても5%程度であるというのが実態である、と回答

原田委員長

生涯学習の拠点として再生することが重要であることは理解できるが、よく利用する人が少ない施設の再生に対し、莫大な事業費をかける必要があるのか、と質問

吉川学校教育部・生涯学習部参事

まず施設に行ってみることで、公民館で興味深い活動を行っていることに気付いたり、

図書館で勉強したいと思ったりすることがある。公共施設は市民の財産であるから、限られた人々のみが利用するのではなく、できる限り多くの人に利用してもらえるような施設にしていこうと考えている。1人でも多くの人が行ってみたいと思えるような施設づくりを目指しており、これら施設の利用率を上げることも目標の1つである。しかしながら、人を集めるということだけでなく、社会教育施設であるということも忘れずに事業を進めていきたい、と回答

原田委員長

理想としてはその通りだと思うが、多少建物を変えた程度で人が集まるかは疑問である。現実的なことも考え、施設の利用率を上げる方策をしっかりと考えてほしい、と要望

植松教育長

大義をしっかりと持って対応してほしい。多少無駄と思われることがあっても、文教住宅都市憲章を守るために、日本のどこにでもあるようなものではなく、文教住宅都市憲章に基づいて、習志野市は文化活動や教育が行われているということが分かるような、象徴的なものを作っていくべきだと思う。ハード面で多くの費用が掛かっても、ソフト面を運用していく中で取り返せるよう、しっかりと充実させていってほしい。教育委員会としての考え方もしっかりと持っていなければならないと感じている、と発言

吉川学校教育部・生涯学習部参事

ハード面だけでなく、ソフト面もしっかりと充実させられるよう、建替事業費だけでなく、運営経費も含め、トータルで債務負担行為を組んでいる、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<議案第12号及び報告事項(1)ないし報告事項(5)は非公開>

議案第12号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について (教育総務課)

田久保学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事等(幼稚園に係る者を除く)の任免について、概要を説明

採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について

(習志野市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について) (学校教育課)

田久保学校教育部次長

習志野市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動に係る内申について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（１）は了承された。

報告事項（２） 臨時代理の報告について
（習志野市立中学校の教頭の人事異動に係る内申について）
（学校教育課）

報告事項（３） 臨時代理の報告について
（習志野市教育委員会５級の指導主事（幼稚園に係る者を除く）の任免について）
（学校教育課）

田久保学校教育部次長

習志野市立中学校の教頭の人事異動に係る内申について及び習志野市教育委員会５級の指導主事（幼稚園に係る者を除く）の任免について、臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（２）は了承された。

報告事項（３）は了承された。

報告事項（４） 臨時代理の報告について
（習志野市教育委員会６級以上の職員（教員に係る者）並びに５級の指導主事及び管理主事（幼稚園に係る者を除く）の任免について）
（学校教育課）

田久保学校教育部次長

習志野市教育委員会６級以上の職員（教員に係る者）並びに５級の指導主事及び管理主事（幼稚園に係る者を除く）の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（４）は了承された。

報告事項（５） 臨時代理の報告について
（習志野市教育委員会６級以上の職員（幼稚園に係る者）並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市立こども園の室長及び副室長並びに５級の指導主事（幼稚園に係る者）の任免について）
（学校教育課）

井澤学校教育部副参事

習志野市教育委員会６級以上の職員（幼稚園に係る者）並びに習志野市立幼稚園の園長及び教頭並びに習志野市立こども園の室長及び副室長並びに５級の指導主事（幼稚園に係る者）の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

る者)の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項(5)は了承された。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第2回臨時会の閉会を宣言